

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和7年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

令和6年10月4日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区生活保護受給者金銭管理支援事業委託

(2) 業務内容

本件は、生活保護受給者のうち、生活経験、浪費癖、又は依存症などの疾病の影響等により家計を適切に管理することができない受給者を対象に、最低生活の維持を図るため、生活基盤を確保し、日常生活の自立を促すとともに、住み慣れた地域で暮らし続けるようにすることを目的とする家計における金銭管理支援を行う。

※詳細は、募集説明書を参照のこと。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（予定）

ただし、契約は単年度ごととし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

世田谷区生活保護受給者金銭管理支援事業の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 令和3年度（2021年度）以降、都内又は近隣区市において、生計困難者に対するサービス提供に関する事業を実施していること、又は実施した実績があること。
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者を支援員として配置すること。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情

報セキュリティマネジメント（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。

（８）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

（９）「世田谷区生活保護受給者金銭管理支援事業選定審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※委 員：黒田美亜紀（学識経験者）

委 員：馬場亨二（学識経験者）

委 員：内田潤一 世田谷総合支所保健福祉センター所長

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

選定にあたっては、次に掲げる内容の評価する。

（１）提案書の形式等について

- ① 提案書類の形式、部数等注意事項等の遵守
- ② 見積金額の妥当性

（２）提案書の内容について

- ① 事業趣旨の理解
- ② 実施計画の内容
- ③ 実施体制
- ④ 生計困難者に対するサービス提供に関する事業の実績
- ⑤ 独自提案・アピール性

（３）財務書類による財務審査

- ① 財務健全性
- ② 安定性
- ③ 効率性

（４）プレゼンテーション・ヒアリングの内容について

- ① 事業執行力
- ② 課題解決力
- ③ 実績の信頼性
- ④ 将来性
- ⑤ 総合評価

5 審査

提案書の形式等審査を通過した事業者のうち、提案書及び財務書類に基づいた採点の合計得点が高い、上位2事業者が2次審査に進む。ただし、財務審査の結果、本事業を受託するに足る経営基盤を備えていないと判断された場合は、2次審査に進むことはできない。本事業の選定は選定委員会により行うこととし、提案書、財務審査及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいた採点の合計得点の最も高い提案者を特定する。

(1) 1次審査

書類審査及び財務審査

(2) 2次審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査

※選定結果は、文書で通知します。

※提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合がある。

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

世田谷区役所第2庁舎5階51番窓口

電 話：03-5432-2932 FAX：03-5432-3020

E-mail：SEA02412@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 事業説明書の交付期間、配布場所及び方法

期 間：令和6年10月4日（金）～10月21日（月）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）にて配布（世田谷区のホームページからダウンロード可）。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02412/19505.html>

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和6年10月4日（金）～10月21日（月）【午後5時必着】

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参に限る

(4) 財務書類の提出期間、場所及び方法

期 間：令和6年10月24日（木）～11月1日（金）【午後5時必着】

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参に限る

(5) 提案書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和6年10月24日（木）～11月18日（月）【午後5時必着】

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参に限る

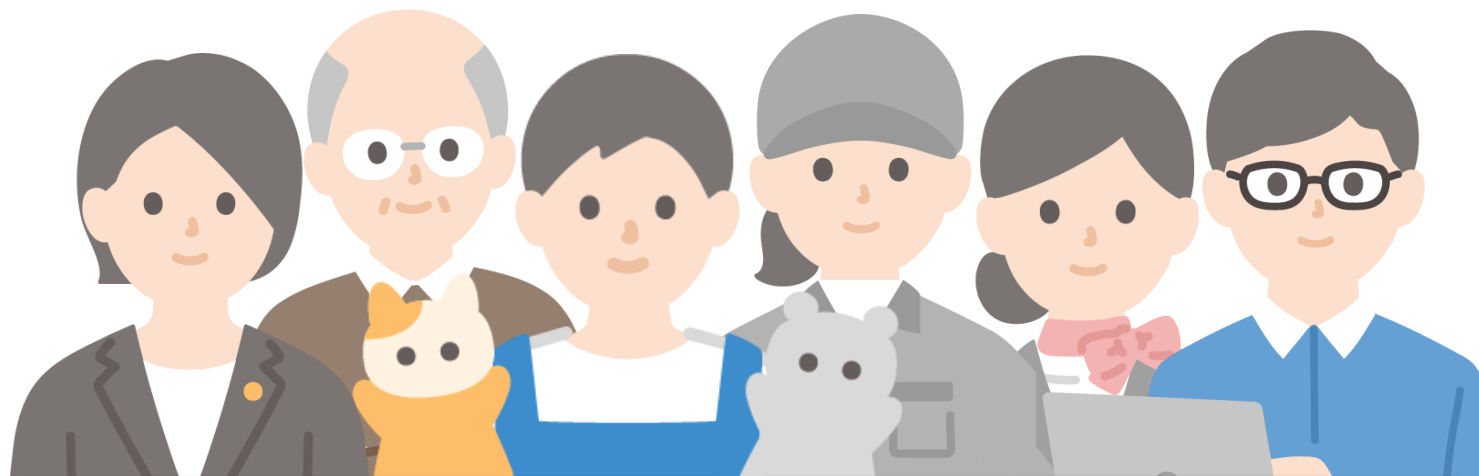
7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6 (1) に同じ
- (6) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。
- (10) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とし、契約に向けての業務内容、契約条件、前事業者との引継ぎ等の協議を行う。
- (11) 詳細は、募集説明書による。
- (12) 区との契約では単年度で予定価格2, 000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。また来年度の労働報酬下限額については変更の可能性があるため、別途通知する。

【別紙】

世田谷区との一定額以上の契約には

「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎 2 階 20 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎 4 階 46 番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が 2 千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1 時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3, 0 0 7 円	潜かん世話役	4, 4 2 0 円	型 わ く 工	3, 1 8 8 円
普 通 作 業 員	2, 6 9 9 円	さく岩工	3, 7 8 3 円	大 工	3, 0 6 0 円
軽 作 業 員	1, 8 7 0 円	トンネル特殊工	3, 6 0 2 円	左 官	3, 2 7 3 円
造 園 工	2, 7 5 2 円	トンネル作業員	3, 1 2 4 円	配 管 工	2, 8 6 9 円
法 面 工	3, 3 5 8 円	トンネル世話役	4, 0 8 0 円	は つ り 工	3, 0 3 9 円
と び 工	3, 3 1 5 円	橋りょう特殊工	3, 4 9 6 円	防 水 工	3, 6 3 4 円
石 工	3, 3 3 7 円	橋りょう塗装工	3, 5 7 0 円	板 金 工	3, 4 4 3 円
ブ ロ ッ ク 工	3, 1 0 3 円	橋りょう世話役	4, 0 9 1 円	サ ッ シ 工	3, 2 3 0 円
電 工	3, 1 9 9 円	土木一般世話役	3, 2 9 4 円	内 装 工	3, 3 2 6 円
鉄 筋 工	3, 2 8 4 円	高級船員	3, 8 8 9 円	ガ ラ ス 工	3, 1 7 7 円
鉄 骨 工	2, 9 7 5 円	普通船員	3, 1 3 5 円	建 具 工	2, 8 5 9 円
塗 装 工	3, 4 7 5 円	潜水士	5, 0 1 5 円	ダ ク ト 工	2, 8 6 9 円
溶 接 工	3, 5 9 2 円	潜水連絡員	3, 6 6 6 円	保 温 工	2, 7 8 4 円
運転手（特殊）	3, 0 7 1 円	潜水送気員	3, 5 6 0 円	設 備 機 械 工	2, 8 0 5 円
運転手（一般）	2, 5 0 8 円	山林砂防工	3, 2 6 2 円	交 通 誘 導 員 A	2, 0 1 9 円
潜 か ん 工	3, 7 3 0 円	軌道工	5, 7 8 0 円	交 通 誘 導 員 B	1, 7 6 4 円
				上 記 以 外 の 職 種	1, 3 3 0 円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1 時間当たり1, 5 4 0 円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。